所属国会議員（所属国会議員となった）

	氏名	住所	選挙期日	選出区分	支部の数	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	所属国会議員の住所
民主党	金子万寿夫	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江九―七	平成二十六年四月二十七日	衆議院議員　鹿児島県第二区	七三四〇	七三四〇	京都府宇治市小倉町西浦一
公明党	勝俣　孝明	静岡県沼津市花園町八―一一	平成二十四年十二月十六日	衆議院議員　近畿	七三四〇	七三四二	静岡県沼津市花園町八―八
自由民主党	神田　憲次	愛知県名古屋市中村区則武一―一三―九	同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していた。		四二八	四二九	愛知県名古屋市東区白壁四―二五
	鈴木　俊一	東京都世田谷区経堂三―一〇―六			四二八	四二九	岩手県下閉伊郡山田町八幡町二―一二
	村井　英樹	埼玉県さいたま市浦和区常盤九―二七―九			四二八	四二九	埼玉県さいたま市浦和区高砂一―一〇―一八

所属国会議員（所属国会議員となった）

	氏名	住所	選挙期日	選出区分	支部の数	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	所属国会議員の住所
民主党	川端　達夫	滋賀県大津市一里山一―五―八	平成二十六年六月二日	衆議院議員　近畿	七三四〇	七三四二	京都府宇治市小倉町西浦一
公明党	山田　美樹	東京都新宿区市谷本村町二―一六	平成二十六年六月五日	衆議院議員　東京都第十七区	四二八	四二九	東京都千代田区神田岩本町一―一
自由民主党	世耕　弘成	和歌山県新宮市新宮三五六〇―五		衆議院議員　和歌山県第三区	四二八	四二九	和歌山県新宮市下本町一―一―二
	鶴保　庸介	和歌山県岩出市桜台一三六―八		参議院議員　和歌山県選挙区	四二八	四二九	和歌山県海南市名高五三六―一三
	三宅　伸吾	香川県さぬき市末一三三八―二		参議院議員　比例代表	四二八	四二九	東京都世田谷区砧八―二六―一〇

○政治資金適正化委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年七月四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四六六五	二六、六、一三	浜村　美香
四六六六	二六、六、二〇	佐藤　弘幸
四六六七	二六、六、二〇	髙垣　勲
四六六八	二六、六、二〇	藤井　浩雅

○法務省告示第二百九十二号

北海道標津郡中標津町役場備付けの次の一の戸籍及び同町役場保存の次の二の原戸籍が滅失した。

平成二十六年七月四日

法務大臣　谷垣　禎一

一　北海道標津郡中標津町川西七丁目三十八番地一

佐藤　光弘

二　北海道標津郡中標津町字計根別五十線七十八番地

佐藤　光弘

○法務省告示第二百九十三号

北海道標津郡中標津町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年七月四日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道標津郡中標津町字西竹三十九線六十三番地

粂川佐一郎

○外務省告示第二百二十五号

次に掲げる各国の政府は、平成九年十二月十五日にニューヨークで作成された「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

平成二十一年九月二十四日

ソロモン諸島　アンティグア・バーブーダ　平成二十一年九月二十四日

○外務省告示第二百二十六号

コートジボワール共和国政府及びスロバキア共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十五年七月八日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十六年七月八日にコートジボワール共和国及びスロバキア共和国について効力を生ずる。

（平成二十五年七月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十六年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

セントルシア	平成二十四年十月十七日	セントルシア	平成二十四年十月十七日
イラク共和国	平成二十五年七月三十日	イラク共和国	平成二十五年七月三十日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十五年九月二十四日	ナイジェリア連邦共和国	平成二十五年九月二十四日
ベトナム社会主義共和国	平成二十六年一月九日	ベトナム社会主義共和国	平成二十六年一月九日

よって、同条約は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ソロモン諸島	平成二十一年十月二十四日
アンティグア・バーブーダ	平成二十一年十月二十四日
セントルシア	平成二十四年十一月十六日
イラク共和国	平成二十五年八月二十九日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十五年十月二十四日
ベトナム社会主義共和国	平成二十六年二月八日

（平成二十一年九月二十四日付け、同年九月二十五日付け、平成二十四年十月十七日付け、平成二十五年七月三十日付け、同年九月二十四日付け及び平成二十六年一月十日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十六年七月四日

外務大臣　岸田　文雄